

別添

規則等の名称	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則
根拠法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号） 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）
趣 旨	地方自治法の一部が改正されたことに伴い、同規則の項番号が繰り下げられた。 県有車両管理規則で引用している条項番号を、改正後の地方自治法と整合させるための所要の整理を行うもの。
概 要	1 第 28 条第 2 号中「第 243 条の 2 の 8」を「第 243 条の 2 の 9」に改めることとした。 2 この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から試行することとした。
施行日	令和 8 年 9 月 24 日
県民意見等を募集しなかった理由	地方自治法の一部が改正されたことに伴う項のずれを整理するものであり、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。
その他参考事項	